

特定事業場などに対する排水規制

○ 特定施設と除害施設

特定施設とは、人の健康や生活環境に悪影響を与える物質を排出するおそれのある施設として、下水道法に規定される施設です。特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場といいます。 [特定施設一覧はこちら](#)

公共下水道を使用する際に、下水道施設の機能及び構造を守る為に守っていただく基準があります。特定施設の有無にかかわらず、排水が水質の基準を超える場合は、基準を満たす水質にするように「除害施設」を設置しなければなりません。

この特定施設・除害施設を設置する方又は設置している方が、公共下水道を使用する場合は届出が必要になります。該当する施設があるか確認してください。

○ 水質基準を守りましょう

特定事業場又は除害施設設置工場・事業場から下水を公共下水道に排除するときは、下水の排除の制限に係る水質の基準に適合させなければなりません。

基準に違反した特定施設設置者は直ちに処罰される場合もあります。違反するおそれがあると市長が認めた場合には、施設等の改善命令、排水の一時停止命令などを受けることとなります。

○ 特定施設等設置者の方は次の届出をしてください

1 特定施設の届出

公共下水道を使用する特定施設の設置者は、次に掲げる届出が必要です。

水量・水質に関係なく、正副3部を届け出てください。

(旅館業の用に供する「ちゅう房施設」「洗濯施設」「入浴施設(温泉を利用するものを除く。)」は届出対象外です。測定等の義務は生じます。)

届出の名称 (根拠条項)	届出が必要な場合	届出時期	添付書類
特定施設設置届出書 (法第12条の3第1項) [様式第6]	公共下水道を使用する者が特定施設を新たに設置する場合	特定施設設置工事着手予定日の60日以上前	届出内容[別紙1から別紙5] 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 工場又は事業場の名称及び所在地 3. 特定施設の種類 4. 特定施設の構造 5. 特定施設の使用の方法 6. 特定施設から排出される汚水の処理の方法 7. 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項 ・付近の見取図, ・敷地内の建物配置図 (特定施設, 污水处理施設, 用水・排水経路を明示), ・特定施設の構造図, ・污水处理施設の構造図 (フローシート, 設計仕様), ・作業工程図
特定施設使用届出書 (法第12条の3第2項) [様式第7]	既に使用している施設が新たに特定施設になった場合	特定施設になった日から30日以内	
特定施設使用届出書 (法第12条の3第3項) [様式第7]	特定施設を設置している者が新たに公共下水道を使用することになった場合	公共下水道を使用することになった日から30日以内	
特定施設構造等 変更届出書 (法第12条の4) [様式第8]	特定施設の設置又は使用の届出者が、届出内容(右記)の4から7の事項を変更しようとする場合	変更の工事着手予定日の60日以上前	
氏名等変更届出書 (法第12条の7) [様式第10]	届出内容(右上記)の1, 2を変更しようとする場合	変更のあった日から30日以内	
特定施設使用廃止 届出書 (法第12条の7) [様式第11]	特定施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	施設の配置図 (廃止施設が容易に特定できる場合は不要)
承継届出書 (法第12条の8) [様式第12]	上記の届出をした者の地位を承継した場合	承継のあった日から30日以内	

2 除害施設の届出

公共下水道を使用するすべての事業場は、排除基準を超えるおそれがある場合、除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければいけません。

下水道施設の機能及び構造を守る為に守っていただく基準があります。その下水による障害を除去するために必要な施設（除害施設）を設置される場合、届出が必要です。

届出の名称 (根拠条項)	届出が必要な場合	届出時期	添付書類
除害施設新設等計画届 (市条例第9条の4)	公共下水道を使用する者が除害施設を新設、増設又は改築する場合	工事着手の 14日前までに	位置図, 除害施設の構造図, 生産工程図, 用水・排水の系統図, 除害施設工事調書, その他
除害施設新設等計画 変更届 (市条例第9条の4)	除害施設新設等計画について変更した場合		
悪質下水排除等開始届 (市条例10条)	公共下水道を使用者が悪質下水の排除を開始しようとする場合	あらかじめ	
除害施設工事完成届 (市条例第9条の5)	除害施設の新設等を行った者	工事が完了した日から5日以内	

水質事故の対応について

- 公共下水道に政令で規定した油などの物質（※下欄）を流してしまった事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講じ、速やかに事故の状況や講じた措置の内容を公共下水道管理者に届出なければなりません。
- 応急の措置が適切に講じられていない場合、公共下水道管理者は応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
- 上記命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万以下の罰金に処せられます。

<政令で規定した物質>

カドミウム及びその化合物	チウラム
シアン化合物	シマジン
有機りん化合物	チオベンカルブ
鉛及びその化合物	ベンゼン
六価クロム化合物	セレン及びその化合物
砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	ふっ素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	1, 4-ジオキサン
ジクロロメタン	ダイオキシン類
四塩化炭素	原油
1, 2-ジクロロエタン	重油
1, 1-ジクロロエチレン	潤滑油
シス-1, 2-ジクロロエチレン	軽油
1, 1, 1-トリクロロエタン	灯油
1, 1, 2-トリクロロエタン	揮発油
1, 3-ジクロロプロペン	動植物油

○ お問合せ先

柏市 上下水道局 給排水課 排水担当

電話 04 - 7167 - 1434

別表 特定施設一覧

〔下水道法における特定施設は、水質汚濁防止法に規定する特定施設とダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設です。〕

○水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (47.10.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ ろ過施設

	ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (57.1.1施行) イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設

18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	(57.1.1施行)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	(49.12.1施行)
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	
21の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	(57.1.1 施行)
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	(57.1.1 施行)
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	(57.1.1施行)
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	(57.1.1施行)

	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (平成29年8月18日付けで削除) イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設

	<ul style="list-style-type: none"> ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

	<p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） (H24.5.25施行)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質（→注1）を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質（→注1）を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	<p>石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	<p>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設</p> <p style="text-align: right;">（57.1.1 施行）</p>
51の3	<p>医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p> <p style="text-align: right;">（57.1.1 施行）</p>
52	<p>皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	<p>ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	<p>セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	<p>窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	<p>碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設

60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 (57.1.1 施行)
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (H13.7.1 施行)
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設（水道法第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (51.6.1 施行) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） (H24.5.25 施行)
66 の 3	旅館業（旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの（→注 2） (R2.12.19 改定) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

66 の 4	共同調理場（学校給食法第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (63.10.1 施行)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (63.10.1 施行)
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (63.10.1 施行)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (63.10.1 施行)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (63.10.1 施行)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの (54.5.10 施行) イ ちゅう房施設 ※老人福祉施設は該当しませんが、老人保健施設は該当します。その際は、「入所定員数」を上記の「病床数」とみなします。 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (R2.6.21 改定) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (令和 2 年 6 月 21 日付けで 69 の 2 に統合) —イ— 卸売場 —ロ— 仲卸売場—
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (R2.4.1 改定)
71	自動式車両洗浄施設 ※タイヤ等、車両の一部を洗浄する施設も含まれます。
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつ

	て、次に掲げるもの (→注3) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するものをいう。) である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの (→注4) イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)) をいう。) が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前 2 号に掲げるものを除く。)

(注 1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (No.47 ほか混合施設, No.50)

[水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質]

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 カドミウム及びその化合物 | 15 1,2-ジクロロエチレン |
| 2 シアン化合物 | 16 1,1,1-トリクロロエタン |
| 3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 17 1,1,2-トリクロロエタン |
| 4 鉛及びその化合物 | 18 1,3-ジクロロプロペン |
| 5 六価クロム化合物 | 19 チウラム |
| 6 砒素及びその化合物 | 20 シマジン |
| 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 21 チオベンカルブ |
| 8 ポリ塩化ビフェニル | 22 ベンゼン |
| 9 トリクロロエチレン | 23 セレン及びその化合物 |
| 10 テトラクロロエチレン | 24 ほう素及びその化合物 |
| 11 ジクロロメタン | 25 ふっ素及びその化合物 |
| 12 四塩化炭素 | 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 13 1,2-ジクロロエタン | 27 塩化ビニルモノマー |
| 14 1,1-ジクロロエチレン | 28 1,4-ジオキサン |

(注2) 下水道法上の取り扱い (No.66 の3)

66の3「旅館業」は、特定施設設置等の届出や下水排除の制限等に関しては除かれます。
(水質の測定義務等は対象です。)

ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではなく、届出が必要です。

また、上記により「66の3旅館業」の対象外となった場合でも、宿泊客以外の客を受け入れる飲食店があり、特定施設の面積要件を満たした場合、66の6～8のちゅう房施設に該当します。

(注3) 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場 (No.71 の2)

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 商品検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

(注4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める産業廃棄物処理施設 (No.71 の4)

(括弧内は廃掃法施行令第7条で規定する号)

- 1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの。(第1号)
- 2 汚泥 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が5 m³を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの又は火格子面積が2 m²以上のもの。(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第3号)
- 3 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの。(海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)(第4号)
- 4 廃油 (廃 PCB 等を除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1 m³を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの又は火格子面積が2 m²以上のもの。(海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第5号)
- 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50 m³を超えるもの。(第6号)
- 6 廃プラスチック類 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100 kgを超えるもの又は火格子面積2 m²以上のもの。(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第8号)
- 7 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設。(第11号)
- 8 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 (第12号)
- 9 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 (第12号の2)
- 10 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 (第13号)

○ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	<p>2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	<p>別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 2 号の 2 及び第 1 3 号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第 1 の 1 の項、 3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	<p>下水道終末処理施設（第 1 号から第 17 号及び第 19 号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>